

京都府後期高齢者医療広域連合との懇談（８月２日）の概要

（文責・京都自治労連・医療改革関連対策委員会）

- ① 昨年の医療制度改革により実施されることとなった後期高齢者医療制度は、高齢者への新たな負担増、滞納者からの保険証の取り上げ、「外来医療の定額制」など老人差別医療、保険料の年金からの天引きなど多くの問題を持っています。

京都自治労連はこの制度を真に高齢者の医療保障を担いうるものに改善するために、京都社会保障推進協議会・京都府保険医協会など関係団体と共に、要請署名運動などの取り組みをすすめているところです。

今回の懇談は、こうした制度改善の基本問題と共に、電算システムの変更経費や広域連合への負担金など自治体の新たな財政負担の解消、また、広域連合への自治体からの派遣職員の勤務・労働条件の改善など、自治体固有の課題について、意見交換と要請を行うために実施したものです。広域連合事務局からは、山田事務局長（副連合長）、原事務局次長が対応しました。

- ② **後期高齢者医療制度の運営について**・・・広域連合事務局は、「１１月の広域連合議会で保険料率など運営に関わる事項が審議される。学識経験者・被保険者代表などの意見を聞くための『協議会』を設置する予定である。この中で、保険料率、保険料の減免や猶予などについて意見を聞く。資格証明書の発行は現在の市町村国保の取扱に違いがあるので、今後、市町村と協議・検討してゆきたい。制度改善の趣旨は分かるが、国の制度で縛られているので、限界がある。」との考えを明らかにしました。

京都自治労連からは、「社保協署名の要望事項を基本に、保険料の減免制度や窓口負担の軽減措置の実施、保険証の取り上げを行わない、老人差別の診療報酬を導入しないなど制度の改善に努力すること、また、財政支援措置をふくめて国・府などへの働きかけを強めること」などを要請しました。

- ③ **職員の派遣や労働条件について**・・・事務局は、「地方自治法に基づく職員派遣は、現在、１６人で、国保連合会からの研修派遣１名、府のOB１名で、事務局は１８人。人口比等で他府県の広域連合と比較すると少ない。各市町村が厳しい財政運営をしていることも考慮に入れた。この一年はしんどいと思うが、職員に過重な負担がかからないようにしたい。来年度以降は医療給付の事務も始まるので、今後、業務委託等を考慮しつつ、体制の検討をしたい。自治体との協定で、派遣期間は原則２年間、給与・労働条件等は基本的に派遣元の規定を適用することになっている。しかし、勤務時間・休憩・旅費などは広域連合の規定になる。」と述べました。

京都自治労連は、「京都市内勤務に伴う地域手当が制度化されていない自治体もあり改善が必要になっていることや、交替で職員が派遣されることになるなど自治体職員全体

の勤務・労働条件に関わる事であり、今後、随時、京都自治労連との、協議等を行うこと」などを要請しました。

④ **自治体の財政負担について**・・・事務局は、「広域連合の今年度の予算は約6.8億円であり、市町村からの支出金で賄われている。一方、各市町村でもシステムの変更が必要となっており、その経費については国からの補助もあるが、上限があり、自治体の負担は大きくなっている。」と述べました。

京都自治労連は、「国の判断で制度変更を行ったものであり、それに伴う新たな財政負担を自治体に押しつけるべきではない。市町村からも財政負担の軽減について強い要望が出されている。府も国に要望を上げている。広域連合としても、国等への要望を強めること」等の要請を行いました。

京都自治労連として、来年4月からの後期高齢者医療制度の実施にむけて、引き続き、関係団体とも共同して取り組みを強めます。